

審議会等の公開・非公開について

○附属機関等の設置及び開催・運営に関する要綱（抄）

第6 公開

附属機関の会議の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」の定めるところに従い、適切に実施するものとする。

○審議会等の会議の公開に関する指針（抄）

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

イ 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合

ウ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

(2) 略

○奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 略